

データ利活用の推進に向けた支援委託業務  
仕様書

ICT イノベーション推進室

## 1 業務名

データ利活用の推進に向けた支援委託業務（以下「本業務」という）

## 2 履行場所

堺市役所及び本市が指定する場所

## 3 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

## 4 業務目的

堺市では、データに基づく政策立案や KPI 設定、予算要求時の説明資料や議会答弁の作成など全庁でデータを活用した働き方を実施するため、データ活用に関するルールを定め、職員全体のデータリテラシーの向上及び庁内機運の醸成に取り組んでいく。令和 8 年度においては、8 月に実施する（仮称）KPI 戦略会議にて「堺市基本計画 2030」の KPI 達成について、データを用いた要因分析が行われることから、事前に本市が選定した 5 事業をパイロット事業とし、データ分析の専門的知見を有する者からの支援のもと、具体的にデータの収集・整理・分析・可視化などの一連の作業を実地で行う。また、より効果的にデータ分析を行うため、データの加工手順や共有要件、活用の流れなどを整理した庁内ルール策定に向け、データの整理や分析分野の検討等についても専門的知見を有する者からの支援を求める。

## 5 業務内容

下記の支援内容について、先行事例や国の方針等を考慮しながら、専門的な知見から支援を行うこと。なお、各支援の具体的な実施内容については、本市と協議の上、決定するものとする。

受注者は、以下の（１）～（５）及び表 1「事業スケジュール」を踏まえ、支援スケジュールを構築し、支援すること。

- （１）支援頻度は、表 1「事業スケジュール」の 18 回とし、さらに方針決定等に係る本市との打ち合わせを 6 回実施し計 24 回実施する。
- （２）1 回あたりの支援時間は、表 1「事業スケジュール」の「1 職員のデータ分析リテラシー向上についての支援」は 5 時間（1 事業あたり 1 時間、準備時間は含まない）程度、「2 データ活用ルール等の策定に係る支援」及び「3 事業の方針決定等に係る打ち合わせ」は 2 時間（準備時間は含まない）程度とする。
- （３）契約締結後に双方協議の上、支援内容を変更する場合がある。
- （４）支援手法は、本市の庁舎等への訪問又はオンラインで行うこと。ただし、表 1「事業スケジュール」の各支援は訪問支援とする。
- （５）支援に当たっては、本市の相談事項に応じた助言及び課題解決策の提示のほか、会議出席など本市のニーズに応じ幅広く柔軟に対応すること。

表 1「事業スケジュール」

1 職員のデータ分析リテラシー向上についての支援	4～5月	・前年度に作成した仮説・ロジックツリーについての説明に対する評価・助言 ・データの検討・収集と整理の支援	4回×5時間 (20時間)
	5～7月	・データ分析・エビデンスの可視化、分析結果の解釈、施策案の検討とKPI設定の支援	6回×5時間 (30時間)
	8月	・(仮称) KPI戦略会議で用いる、KPIの進捗整理と可視化、課題・仮説の整理、次年度以降の施策案の検討内容等をまとめた資料の作成支援	2回×5時間 (10時間)
	9～10月	・費用対効果設定、予算要求資料の作成支援	4回×5時間 (20時間)
2 データ活用ルール等の策定に係る支援	11～12月	データ活用ルールの調査支援 (データの加工手順や共有要件、活用の流れについて他市事例などを基に助言)	2回×2時間 (4時間)
3 事業の方針決定等に係る打ち合わせ	随時	・全体スケジュールを含む事業方針の決定 ・事業進捗に応じた取組の見直し 等	6回×2時間 (12時間)

## 6 支援内容

### (1) 職員のデータ分析リテラシー向上についての支援

#### ①対象事業：計5事業

- ・泉北ニューデザイン推進室(泉北ニュータウンの新たな価値の創造) ※1 継続案件
- ・サイクルシティ推進部(「サイクルシティ堺」としてのブランド力と都市魅力の向上) ※1 継続案件
- ・観光企画課、都心未来創造課、公民連携課を想定 ※2 新規案件

(※1) 前年度に、表2「EBPMの一連の流れ」のフェーズ8(仮説の一部の検証)まで実施済みであり、本市から令和7年度中に策定した成果物(EBPM報告書及び関連データ)を提供するので、参考として活用すること。なお、令和8年度は令和7年度とは異なる仮説の検証を行う。

(※2) 新規案件については、対象事業に関する市公開データ(「堺観光戦略」、「堺都心未来創造ビジョン」等)を参照し、「堺市基本計画2030」のKPIに寄与する施策立案に繋がる仮説についてデータ分析による検証を行う。

#### ②支援内容

表2「EBPMの一連の流れ」のフェーズ4(課題に対する仮説の設定)までは、令和7年度中に各所管課で実施済みのため、初回は各所管課が作成したロジックツリーについて所管課より説明を受け、評価・助言

を行う。2回目以降は、フェーズ5（仮説検証に必要となるデータの検討）～11（予算要求）について、各事業ごとに、データ収集や分析、可視化等の取組へのフィードバックや改善提案、他都市の事例や受注者の知見に基づいた助言を行うなど、伴走型の実地支援を行う。

表2「EBPMの一連の流れ」

フェーズ	実施時期
1 原課における目標・ビジョンの確認 2 目標に対する課題と問題の洗い出し 3 イシューツリー（ロジックツリー）へのまとめ 4 課題に対する仮説の設定	令和7年度中に各所管で実施
5 仮説検証に必要となるデータの検討 6 データ収集と整理 7 データの分析・エビデンスの可視化 8 分析結果の解釈 9 施策案の検討とKPI設定	4～8月
10 費用対効果の設定 11 予算要求	9～10月

（2）データ活用ルール等の調査支援

組織全体でデータを活用していくため、データの収集・保管、個人情報を含むデータを提供する際の加工基準、データの共有フロー等を整理した「データ活用ルール」を今後策定するにあたり、他市事例の調査や助言・支援を行う。

7 成果物と納期

以下の成果物を、納期までに納品すること。

	成果物	納期
(1)	パイロット事業（5事業別）の（仮称）KPI戦略会議で用いる、KPIの進捗整理と可視化、課題・仮説の整理、次年度以降の施策案の検討内容等をまとめた資料（フェーズ9までをまとめたもの）及び関連データ	令和8年8月31日
(2)	フェーズ11までの各回ワークシート、助言資料	令和8年12月28日
(3)	データ分析推進支援報告資料（令和8年度のパイロット事業の取組内容及び見えた課題、次年度以降における人材育成、データ整備、BIツール・データ分析基盤等のデータ環境整備の全庁展開に向けた取組案をまとめたもの）	令和8年12月28日
(4)	データ活用ルールに関する他市事例・研究資料	令和8年12月28日
(5)	先進事例についての研究資料	令和9年3月31日

## 8 留意事項

- (1) 本業務に係るコンサルティング・調査・報告・交通費等の一切の経費は、委託金額に含まれるものとする。
- (2) 研修の会場及び研修環境（プロジェクト、スクリーン、マイク等）は本市が用意する。なお、受注者が使用するクライアントパソコンやネットワーク環境等については、受注者で用意すること。
- (3) 本業務の性質上、本市は可能な限り、オンライン等で受注者が円滑に業務執行を行うことができる環境の構築に努めるものとする。ただし、受注者が使用するオンライン会議の実施に必要な設備及び機器（パソコン、カメラ、マイク等）は、受注者の費用と責任において用意するものとする。
- (4) 本業務の成果物については、その著作権は本市が有するものとする。
- (5) 本業務の遂行上、知り得た情報を他に漏らしてはならない。この項については、契約期間の終了又は解除後も同様とする。また、機密や個人情報をも本市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与又は譲渡してはならない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、本市、受注者で協議の上、定めることとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

## 9 暴力団等の排除について

- (1) 入札参加除外者を再請負先等とすることの禁止
  - ① 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再請負先並びに受注者及び再請負先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再請負先等」という。）としてはならない。
  - ② これらの事実が確認された場合、発注者は受注者に対し、当該再請負先等との再請負契約等の解除を求めることができる。
- (2) 再請負契約等の締結について  
受注者は、再請負先等との再請負契約等の締結にあたっては、契約締結時には発注者の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。
- (3) 誓約書の提出について
  - ① 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は発注者の外郭団体である場合はこの限りでない。
  - ② 受注者は、再請負先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、発注者へ提出しなければならない。
  - ③ 受注者及び再請負先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。
- (4) 不当介入に対する措置
  - ① 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに発注者に報告し、警察に届け出なければならない。
  - ② 受注者は、再請負先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに発注者に報告し、当該再請負先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

- ③ 発注者は、受注者が発注者に対し、①及び②に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- ④ 発注者は、受注者又は再請負先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が①に定める報告及び届け出又は②に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。